

政令第二百五十四号

薬事法施行令の一部を改正する政令

内閣は、薬事法（昭和三十五年法律第四百四十五号）第六十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二中第百十八号を第百二十号とし、第八十五号から第百十七号までを二号ずつ繰り下げ、第八十四号を第八十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

八十六 一・三―ビス（二―クロロエチル）――ニトロソ尿素（別名カルムスチン）及びその製剤

別表第二中第八十三号を第八十四号とし、第六十号から第八十二号までを一号ずつ繰り下げ、第五十九号の次に次の一号を加える。

六十 五―（〔四―〕（二・三―ジメチル―二H―インダゾール―六―イル）（メチル）アミノ〕ピリミ

ジン―ニ―イル〕アミノ）―ニ―メチルベンゼンスルホンアミド（別名パゾパニブ）、その塩類及びそ

れらの製剤

附 則

この政令は、公布の日から施行する。